

# 雑損控除計算書・住宅ローン控除計算書作成会について

熊本地震により被災した家屋について、平成28年分の確定申告において雑損控除の申告が済んでいない人、また、すでに雑損控除を受けた人のうち、平成29・30年中に修理した費用などがある人の雑損控除計算書作成会と、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を受けていた人で、借り換えなどを行った人の申告書作成会を2月6日(水)～8日(金)に行います。該当する人は必要書類を持参のうえ、ご参加ください。混雑が予想されます。都合が悪い場合は阿蘇税務署でも相談出来ますので、お問い合わせください。

【阿蘇税務署 Tel.0967 (22) 0551】

## ■日程表

月日	受付時間	作成会場
2月6日(水)	午前9時～午後4時 (正午～午後1時は除く)	役場2階大会議室 Tel (67) 2703
2月7日(木)		
2月8日(金)		

※受付順となり、お待たせすることがありますので、ご了承ください。

## [必要書類]

### ■雑損控除

- ①平成28年確定申告書控・平成29年確定申告書控
- ②固定資産課税台帳[名寄せ帳] → 税務課で再発行できます(手数料200円)
- ③修理に伴う工事請負契約書・領収書
- ④保険補填金確認書 → 地震保険会社などから発行された保険金支払額証明書
- ⑤平成30年分の収入がわかる書類

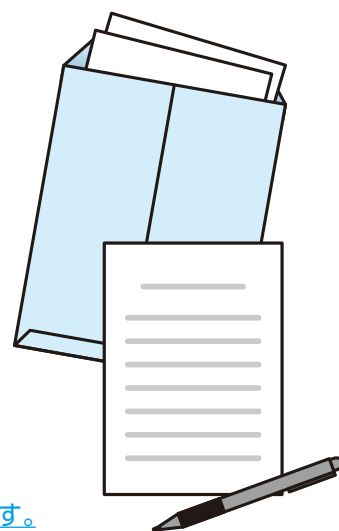
### ■住宅ローン控除

- ①登記事項証明書(法務局発行)
- ②年末残高証明書(金融機関発行)
- ③マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと免許証などの本人確認証
- ④売買契約書の写し、工事契約書の写しなど

### ■共通して必要なもの

- ①印鑑(認印可)、②源泉徴収票(原本)、③申告者本人口座の通帳(還付金振込み用)

※確定申告期間中、申告会場においての作成は混雑防止のため、別コーナーで  
作成をしてからの申告順番待ちとなりますので、相当お待ちいただく場合があります。  
上記控除に該当者は、必ず作成期間中にご来場ください。



〈問い合わせ〉税務課 課税係 Tel (67) 2703

確定申告に関する  
ご相談は  
電話センター  
「0」番へ！

熊本国税局では、3月15日(金)まで、「確定申告電話相談センター」を開設し、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の確定申告に関するご相談などに電話でお答えしています。

税務署の代表電話にかけていただくと、自動音声案内によりご案内しますので、「0」番を選択し、用件をお話してください。申告会場や、受付時間などの問い合わせには、オペレーターがお答えするほか、問い合わせの内容などにより、電話を転送し、職員などがお答えします。

時間帯によっては、電話がつながりにくい場合や、お待ちいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

〈問い合わせ〉

阿蘇税務署

Tel 0967 (22) 0551

※自動音声案内